

議案第213号

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」を「条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の」に改め、「。以下「法」という。」を削る。

第2条第1号中「又は法」を「又は住民基本台帳法」に改め、同条第2号中「法」を「住民基本台帳法」に、「写し」を「写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書」に改める。

第4条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「写し」を「写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

住民基本台帳カードの利用の目的を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (抄)

(趣 旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第12項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 市長は、次に掲げる目的のために、住民基本台帳カードを利用することができる。

(1) 民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求又は法 第20条第1項の住民基本台帳法

規定による戸籍の附票の写しの交付の請求を行う場合に必要となる請求者識別カード（請求者を識別するための半導体集積回路を付したカードをいう。以下同じ。）として利用すること

(2) 民間通信端末機器を使用して法 第12条第1項の規定による住民票の写し又は住民基本台帳法

住民票に記載をした事項に関する証明書の交付の請求を行う場合に必要となる請求者識別カードとして利用すること

(3)-(5) 省 略

(利用登録等)

第4条 省 略

2 - 3 省 略

4 住所地区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に係る利用登録を削除しなければならない。

(1)-(3) 省 略

(4) 当該利用登録者が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の18第2項の規定

により新たな住民基本台帳カードの交付を受けたとき

(5) 省 略
(4)